

船舶設備規程の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 船舶設備規程（昭和九年逡信省令第六号） 1

改 正 案

現 行

（船員室等の位置）
 第一百十條 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）の船員室等（船員室、船員の利用に供される食堂、調理室、休憩室等の居住諸室、事務室及び浴室、便所、洗たく室、病室等の衛生諸室並びに無線電信室をいう。以下この節において同じ。）は、最高航海喫水線の上方に設けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（船員室等の位置）
 第一百十條 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて総トン数五〇〇トン以上のものの船員室等（船員室、船員の利用に供される食堂、調理室、休憩室等の居住諸室、事務室及び浴室、便所、洗たく室、病室等の衛生諸室並びに無線電信室をいう。以下この節において同じ。）は、最高航海喫水線の上方に設けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 (略)

2 (略)

（船員室等の高さ）
 第一百十一條 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）の船員室等の床の上面から天井甲板のビームの下面又は天井張りの下面までの垂直距離（以下この条において「船員室等の高さ」という。）は、二・〇三メートル以上でなければならない。

（船員室等の高さ）
 第一百十一條 船員室等の床の上面から天井甲板のビームの下面又は天井張りの下面までの垂直距離は、次表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める数値以上でなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この条の規定の適用を緩和することができる。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="383 1131 502 1691">区分</td> <td data-bbox="383 1691 502 1977">垂直距離（メートル）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="303 1131 383 1691">遠洋区域を航行区域とする船舶</td> <td data-bbox="303 1691 383 1977">二・〇</td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 1131 303 1691">近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶</td> <td data-bbox="199 1691 303 1977">一・九</td> </tr> </table>	区分	垂直距離（メートル）	遠洋区域を航行区域とする船舶	二・〇	近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶	一・九
区分	垂直距離（メートル）						
遠洋区域を航行区域とする船舶	二・〇						
近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶	一・九						

2 | 前項に規定する船舶以外の船舶の船員室等の高さは、一・八メートル以上でなければならない。

3 | 管海官庁が船舶の構造、航海の態様等を考慮してやむを得ないと認める場合における当該船舶の船員室等の高さについては、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによるものとする。

(換気装置)

第百十五条の二 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの、二時間限定沿海船及び係留船を除く。）には、船員室等、船橋及び機関区域を有効に換気できる空気調和装置又は機械通風装置を設けなければならない。

2 (略)

(暖房装置)

第百十五条の三 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの、二時間限定沿海船及び係留船を除く。）には、船員室、食堂、事務室、休憩室、診療室、病室、無線電信室及び船橋を有効に暖房できる空気調和装置若しくは蒸気暖房装置又はこれらに類似した装置を設けなければならない。

2・3 (略)

する船舶	総トン数五〇〇トン未満の船舶	一・八
平水区域を航行区域とする船舶		一・八

(新設)

(新設)

(換気装置)

第百十五条の二 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶（総トン数五〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事する旅客船以外のもの及び係留船を除く。）には、船員室等、船橋及び機関区域を有効に換気できる空気調和装置又は機械通風装置を設けなければならない。

2 (略)

(暖房装置)

第百十五条の三 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて総トン数五〇〇トン以上のもの（係留船を除く。）には、船員室、食堂、事務室、休憩室、診療室、病室、無線電信室及び船橋を有効に暖房できる空気調和装置若しくは蒸気暖房装置又はこれらに類似した装置を設けなければならない。

2・3 (略)

(冷房装置)

第百十五條の三の二 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの、二時間限定沿海船及び係留船を除く。）には、船員室、食堂、事務室、休憩室、診療室、病室、無線電信室、船橋及び機関制御室を有効に冷房できる空気調和装置又はこれに類似した装置を設けなければならない。

2 前項に規定する船舶以外の船舶には、同項に規定する場所を冷房できる適当な装置を設けなければならない。

(照明装置)

第百十五條の四の二 船員室等、船橋及び機関制御室には、照明装置を設けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

(防音措置)

第百十五條の四の三 (略)

第二節 船員室

(船員室の広さ)

第百十五條の五の二 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする旅客船（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）の船長及び職員（船員法（昭和二十二年法律第百号）第三条に規定する職員をいう。以下同じ。）の船員室の床面積は、次表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める数値以上でなければならない。

区分

船員室の床面積

(新設)

(新設)

(防音措置)

第百十五條の四の二 (略)

第二節 船員室

(新設)

甲板部、機関部、無線部、事務部その他の各部の最上位にある職員（以下「各部の最上位職員」という。）以外の職員	七・五	平方メートル
船長及び各部の最上位職員	八・五	

2 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする旅客船以外の船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）の船長及び職員の船員室の床面積は、次表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める数値以上でなければならない。

区分	船員室の床面積（平方メートル）
総トン数三〇〇〇トン未満の船舶	七・五
総トン数三〇〇〇トン以上一〇〇〇〇トン未満の船舶	八・五
総トン数一〇〇〇〇トン以上の船舶	一〇・〇

3 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）の部員（船員法第三条に規定する部員をいう。以下同じ。）の船員室の床面積は、次表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める数値以上でなければならない。

区分	船員室の床面積（平方メートル）
総トン数三〇〇〇トン未満の船舶	四・五
総トン数三〇〇〇トン以上二〇〇〇〇トン未満の船舶	五・五
総トン数一〇〇〇〇トン以上の船舶	七・〇

4| 管海官庁が船舶の構造、航海の態様等を考慮してやむを得ないと認める場合における当該船舶の船員室の床面積については、前三項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによるものとする。

5| 第八十九条及び第九十二条の規定は、第一項から第三項までの船員室の床面積の算定について準用する。

(船員室の定員)

第百十五条の七 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする旅客船（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）の船長及び職員の船員室の定員は一人とし、部員の船員室の定員は、次表の上欄に掲げる船員室の床面積の区分に応じ、同表の下欄に定める数値以下とする。

船員室の床面積	定員（人）
七・五平方メートル未満	一
七・五平方メートル以上二一・五平方メートル未満	二

(船員室の定員)

第百十五条の七 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする船舶であつて総トン数二〇〇トン以上のものの船員室の定員は、次表の上欄に掲げる区分に応じ、船員室の床面積（単位 平方メートル）を同表の下欄に定める単位面積で除して得た最大整数以下とする。

区分	単位面積（平方メートル）
総トン数八〇〇トン未満の船舶	一・八五
総トン数八〇〇トン以上三〇〇〇トン未満	二・三五

一・五平方メートル以上一四・五平方メートル未満	三
一四・五平方メートル以上	四

2| 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする旅客船以外の船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）の船員室の定員は、一人とする。ただし、総トン数三〇〇〇トン未満の船舶の船員室の床面積が七平方メートル以上である場合は、当該船員室の定員は、二人とすることができる。

3| 前二項に規定する船舶以外の船舶の船員室の定員は、寝台の数と次表の上欄に掲げる船舶の航行区域の区分に応じ、寝台外の座席の面積（単位 平方メートル）を同表の下欄に定める単位面積で除して得た最大整数との和以下とする。

船舶の航行区域	単位面積（平方メートル）
遠洋区域、近海区域又は沿海区域（最遠里程を航行する時間が一二時間以上のもの）	一・一〇
沿海区域（最遠里程を航行する時間が一二時間未満のもの）	〇・五五
平水区域	〇・四五

4| 管海官庁が船舶の構造、航海の態様等を考慮してさしつかえないと認める場合における当該船舶の船員室の定員については、前三項

の船舶	
総トン数三〇〇〇トン以上の船舶	二・七八

(新設)

2| 前項に規定する船舶以外の船舶の船員室の定員は、寝台の数と次表の上欄に掲げる船舶の航行区域の区分に応じ、寝台外の座席の面積（単位 平方メートル）を同表の下欄に定める単位面積で除して得た最大整数との和以下とする。

船舶の航行区域	単位面積（平方メートル）
沿海区域（最遠里程を航行する時間が一二時間以上のもの）	一・一〇
沿海区域（最遠里程を航行する時間が一二時間未満のもの）	〇・五五
平水区域	〇・四五

3| 管海官庁が船舶の構造、航海の態様等を考慮してさしつかえないと認める場合における当該船舶の船員室の定員については、前二項

の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによるものとする。
 5| 第八十九条及び第九十二条の規定は、第一項から第三項までの船員室の床面積の算定について準用する。

(寝台)

第百十五条の八 前条第一項及び第二項に規定する船舶の船員室には、定員一人につき一個の寝台を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

2 前条第三項及び前項ただし書に規定する船舶の船員室には、寝台又は船員の座がに適する敷物を備えなければならない。

第百十五条の九 前条の寝台は、適当な材料を使用したものであり、かつ、その内側の寸法は、次表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める数値以上でなければならない。

区分	寝台の寸法 (センチメートル)	
	長さ	幅
前条第一項の規定(ただし書を除く。)の適用を受ける船舶	一九八	八〇
前条第二項の規定の適用を受ける船舶	一八〇	六〇

2 (略)

の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによるものとする。
 4| 第八十九条及び第九十二条の規定は、第一項及び第二項の面積の算定について準用する。

(寝台)

第百十五条の八 前条第一項に規定する船舶の船員室には、定員一人につき一個の寝台を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

2 前条第二項及び前項ただし書に規定する船舶の船員室には、寝台又は船員の座がに適する敷物を備えなければならない。

第百十五条の九 前条の寝台は、適当な材料を使用したものであり、かつ、その内側の寸法は、次表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める数値以上でなければならない。

区分	寝台の寸法 (センチメートル)	
	長さ	幅
前条第一項の規定(ただし書を除く。)の適用を受ける船舶	一九〇	六八
前条第二項の規定の適用を受ける船舶	一八〇	六〇

2 (略)

(洗面設備)

第百十五条の十の二 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする旅客船以外の船舶(総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの、二時間限定沿海船及び係留船を除く。)の船員室には、適当な洗面設備を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

(食堂)

第百十五条の十三 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶(総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。)には、船員室から離れ、かつ、調理室に近い位置に、十分な広さを有する食堂を設けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮してさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

(調理室)

第百十五条の十四 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶(総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。)には、十分な広さを有する調理室を設けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮してさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

(事務室)

第百十五条の十五 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶(総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの、二時間限定沿海船及び係留船を除く。)には、独立した事務室を設けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してさしつかえないと認める場合は、この

(新設)

(食堂)

第百十五条の十三 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて総トン数五〇〇トン以上のもの(船員定員が四人以下の船舶を除く。)には、船員室から離れ、かつ、調理室に近い位置に、十分な広さを有する食堂を設けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮してさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

(調理室)

第百十五条の十四 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて総トン数五〇〇トン以上のものには、十分な広さを有する調理室を設けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮してさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

(事務室)

第百十五条の十五 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて総トン数三〇〇〇トンを超えるもの(係留船を除く。)には、独立した事務室を設けなければならない。ただし、船舶の構造上やむを得ない場合であつて、船員室内に事務を行うための場所及び設備を設けたときは、この限りでない。

限りでない。

(休憩室)

第百十五条の十六 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて総トン数五〇〇トン以上のもの(二時間限定沿海船を除く。)には、独立した十分な広さを有する休憩室を設けなければならぬ。ただし、当該船舶の構造、航海の態様等を考慮して管海官庁がさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

(屋外の休憩場所)

第百十五条の十六の二 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶(総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。)の暴露甲板上には、十分な広さを有する休憩場所を設けなければならない。ただし、当該船舶の構造、航海の態様等を考慮して管海官庁がさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

第四節 衛生諸室

(浴室等)

第百十五条の十七 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶(総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。)には、船員室以外の場所に船員定員六人又はその端数ごとに一以上の適当な浴室、大便秘器及び洗面設備を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この条の規定の適用を緩和することができる。

(洗たく室等)

第百十五条の十八 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とす

(休憩室)

第百十五条の十六 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて総トン数五〇〇トン以上のものには、独立した十分な広さを有する休憩室を設けなければならない。ただし、当該船舶の構造、航海の態様等を考慮して管海官庁がさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

(新設)

第四節 衛生諸室

(浴室等)

第百十五条の十七 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて総トン数五〇〇トン以上のものには、船員定員に応じた浴室、船員定員八人又はその端数ごとに一以上の大便秘器及び船員定員六人又はその端数ごとに一以上の適当な洗面設備を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この条の規定の適用を緩和することができる。

(洗たく室等)

第百十五条の十八 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とす

る船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）には、洗たく室等の設備を設けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

（ジャンパーロッカー室）

第百十五条の十九 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて総トン数五〇〇トン以上のもの（二時間限定沿海船及び係留船を除く。）には、船員定員に相当するロッカー又は防水着掛けが備えられたジャンパーロッカー室を設けなければならない。ただし、総トン数三〇〇〇トン未満の船舶にあつては、廊下等適当な場所に設けた防水着掛けをもつてこれに代えることができる。

（囲壁の防水措置）

第百十五条の二十 浴室、便所、洗たく室等の囲壁は、汚水の流出を防ぐことができるよう、適当な高さまで防水措置を講じたものでなければならない。

る船舶であつて総トン数五〇〇トン以上のものには、洗たく室等の設備を設けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

（ジャンパーロッカー室）

第百十五条の十九 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて総トン数五〇〇トン以上のもの（係留船を除く。）には、船員定員に相当するロッカー又は防水着掛けが備えられたジャンパーロッカー室を設けなければならない。ただし、総トン数三〇〇〇トン未満の船舶にあつては、廊下等適当な場所に設けた防水着掛けをもつてこれに代えることができる。

（囲壁の防水措置）

第百十五条の二十 浴室、便所、洗たく室等の囲壁は、床から二三センチメートルの高さまで防水措置を講じたものでなければならない。